

## 仕事と家庭の両立支援事業 交付要件チェックシート

(4) 港区中小企業男性の子育て支援奨励金																					
交付金額	1 事業主 1 回限り、10 万円																				
チェック項目 (次のすべての項目に該当する事業主が対象となります。)					チェック欄																
交付要件	<p>① 区内に本社（個人にあっては主な事業所）をおく、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主である。</p> <p>⇒ 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主とは、「資本または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会社または個人の事業主です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務分類</th> <th style="width: 15%;">小売業</th> <th style="width: 15%;">サービス業</th> <th style="width: 15%;">卸売業</th> <th style="width: 15%;">その他の業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本又は出資の額</td> <td style="text-align: center;">5000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">3 億円以下</td> </tr> <tr> <td>常用労働者数</td> <td style="text-align: center;">50 人以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> <td style="text-align: center;">300 人以下</td> </tr> </tbody> </table>					業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下	
	業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種																
	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下																
	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下																
	② 雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所である。																				
	<p>③ 育児・介護休業法に定める育児休業制度又は育児短時間勤務制度を就業規則等により <u>規定している</u>。</p> <p>⇒ 規定の内容について、制度の内容（取得方法や取得期間中の給与等の取扱いなど）について定めず、単に「育児・介護休業法に準ずる」としている場合は、要件を満たしません。</p>																				
	④-1 区内に住所を有する事業所に勤務する男性従業員が、上記③により制度化された育児休業を 14 日以上又は育児短時間勤務を 1 か月以上継続して取得している。																				
	④-2 （育児短時間勤務で申請する場合に要該当）月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていない。																				
④-3 （育児短時間勤務で申請する場合に要該当）短時間勤務制度の利用開始後の基本給、諸手当、賞与などの水準及び基準が、短時間勤務制度の利用開始前と比較して同等以上である。																					
<p>⑤ 対象従業員を復職後 1 か月以上かつ奨励金の <u>申請日</u> まで、雇用保険の被保険者として継続雇用している。</p> <p>⇒ 申請日とは、復職後 1 か月を経過後の、1 年以内（申請可能期間）にこの奨励金を申請した日です。</p> <p>(例)平成 27 年 5 月 30 日に介護休業又は短時間勤務期間を終了した場合は、平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日が申請可能期間となります。</p>																					

	<p>⑥ 過去にこの奨励金の交付を受けていない。 ⇒ 申請は、本社・支社を含め、1事業主1回限りです。</p>	
	<p>⑦ この奨励金申請と同一の従業員による同一の子を対象とした「港区中小企業子育て支援奨励金」を既に受けていない。</p>	